

介護サービス事業者 自主点検表

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険事業所番号

事業所の名称

〒

事業所の所在地

電話番号

事業者の名称

事業者の代表者職・氏名

管理者名

記入者名

記入年月日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで、町では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 点検に係る留意事項

- (1) 少なくとも年に1回は実施してください。また、運営指導の際には、他の関係書類とともに最新のものの写しを町へ提出してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後5年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
なお、「いいえ」の場合は、その理由又は原因と、改善に向けた取組みについても枠内に記載してください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

「法」	介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行令」	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
「施行規則」	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「条例」	上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年3月13日条例第17号)
「予防条例」	上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成25年3月13日条例第18号)

介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基 本 方 針	1
第2	人 員 に 関 す る 基 準	2
第3	設 備 に 関 す る 基 準	5
第4	運 営 に 関 す る 基 準	6
第5	連携型指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護の人員及び 運営に関する基準の特例	19
第6	変 更 の 届 出 等	20

自主点検シート(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)			
点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第1 基本方針			
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により当該利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっていますか。	はい ・ いいえ	条例第4条
2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供していますか。 一 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下「定期巡回サービス」という。) 二 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下同じ。)による対応の要否等を判断するサービス(以下「随時対応サービス」という。) 三 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話(以下「随時訪問サービス」という。) 四 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助(以下「訪問看護サービス」という。)	はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ	条例第5条

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第2 人員に関する基準			
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	① オペレーター(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。)は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて1以上を確保されるために必要な数となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第1項第1号
	② オペレーターは、看護師、介護福祉士その他町長が定める者(以下「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てていますか。 ※ ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は①アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。	はい ・ いいえ	条例第6条第2項
	③ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第3項
	④ オペレーターは、専らその職務に従事する者となっていますか。 ※ ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。	はい ・ いいえ	条例第6条第4項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	⑤ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、④にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 一 指定短期入所生活介護事業所 二 指定短期入所療養介護事業所 三 指定特定施設 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所 五 指定認知症対応型共同生活介護事業所 六 指定地域密着型特定施設 七 指定地域密着型介護老人福祉施設 八 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 九 指定介護老人福祉施設 十 介護老人保健施設 十一 介護医療院		条例第6条第5項
	⑥ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、④及び⑨にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。		条例第6条第7項
	⑦ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第1項第2号
	⑧ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第1項第3号
	⑨ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者となっていますか。 ※ ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。	はい ・ いいえ	条例第6条第6項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	⑩ ⑥の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、⑧にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。		条例第6条第8項
	⑪ 訪問看護サービスを行う看護師等は、次に掲げる職種に応じ、それぞれ次に定める員数となっていますか。 ア 保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)は、常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で2.5以上となっていますか。 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数となっていますか。	はい ・ いいえ はい ・ いいえ はい ・ いいえ	条例第6条第1項第4号
	⑫ 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師(以下「常勤看護師等」という。)となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第9項
	⑬ 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第10項
	⑭ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者(以下「計画作成責任者」という。)としていますか。	はい ・ いいえ	条例第6条第11項
	⑮ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び条例第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、⑪のアに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		条例第6条第12項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
2 管理者	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ ただし、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	はい ・ いいえ	条例第7条
第3 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているほか、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていますか。	はい ・ いいえ	条例第8条第1項
	② 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等が備えられ、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。 一 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等 ※ ただし、一の機器等については、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。	はい ・ いいえ	条例第8条第2項
	③ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布していますか。 ※ ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。	はい ・ いいえ	条例第8条第3項
	④ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第49条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、①から③に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		条例第8条第4項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第4 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、条例第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第9条第1項
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んでいませんか。	はい ・ いいえ	条例第10条
3 サービス提供困難時の対応	当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第11条
4 受給資格等の確認	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい ・ いいえ	条例第12条第1項
	② ①の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第12条第2項
5 要介護認定の申請に係る援助	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第13条第1項
	② 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第13条第2項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
6 心身の状況等の把握	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 14 条
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 1 項
	② 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 15 条第 2 項
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための要件に該当しない場合として規則で定める場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を町に対して届け出ること等により、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 16 条
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画（法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいい、規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供していますか。	はい ・ いいえ	条例第 17 条
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 18 条
11 身分を証する書類の携行	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい ・ いいえ	条例第 19 条

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
12 サービス提供の記録	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第 42 条の 2 第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	はい ・ いいえ	条例第 20 条第 1 項
	② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供していますか。	はい ・ いいえ	条例第 20 条第 2 項
13 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条第 1 項
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条第 2 項
	③ ①及び②の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けていますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条第 3 項
	④ ③に規定する費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 21 条第 4 項
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい ・ いいえ	準用(法第 41 条第 8 項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
13 利用料等の受領	⑥ 領収証に、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第 42 条の 2 第 2 項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 ※ 医療費控除の対象となる利用者の領収書には、医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載してください。	はい ・ いいえ	準用（施行規則第 65 条） 「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」
14 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい ・ いいえ	条例第 22 条
15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 23 条第 1 項
	② 自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 23 条第 2 項
16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	① 定期巡回サービスに当たっては、条例第 26 条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 1 号
	② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 2 号
	③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の通報に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 3 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
16 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	④ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 4 号
	⑤ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 5 号
	⑥ 特殊な看護等については、これを行っていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 6 号
	⑦ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 7 号
	⑧ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 8 号
	⑨ ⑧の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 9 号
	⑩ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 10 号
	⑪ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。	はい ・ いいえ	条例第 24 条第 1 項第 11 号
17 主治の医師との関係	① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしていますか。	はい ・ いいえ	条例第 25 条第 1 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
17 主治の医師との関係	② 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。	はい ・ いいえ	条例第 25 条第 2 項
	③ 主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 25 条第 3 項
	④ 医療機関が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあつては、②及び③にかかわらず、②の主治の医師の文書による指示並びに③の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。		条例第 25 条第 4 項
18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	① 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 1 項
	② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されていますか。 ※ ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 2 項
	③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)の結果を踏まえ、作成されていますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 3 項
	④ 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、①に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載していますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 4 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	⑤ 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、④の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、⑥に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 5 項
	⑥ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 6 項
	⑦ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付していますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 7 項
	⑧ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 8 項
	⑨ ①から⑦までの規定は、⑧に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用していますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 9 項
	⑩ 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 10 項
	⑪ 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 26 条第 11 項
	⑫ 条例第 25 条第 4 項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成に準用する。		条例第 26 条第 12 項
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 27 条

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
20 利用者に関する町への通知	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。 一 正当な理由なく指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい ・ いいえ	条例第 28 条
21 緊急時等の対応	① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条第 1 項
	② ①の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 29 条第 2 項
22 管理者等の業務	① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者に、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わせていますか。	はい ・ いいえ	条例第 30 条第 1 項
	② 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者に、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させていますか。	はい ・ いいえ	条例第 30 条第 2 項
	③ 計画作成責任者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整その他のサービスの内容の管理を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 30 条第 3 項
23 運営規程	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定め、これを当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び利用者に周知していますか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 緊急時等における対応方法 七 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他事業の運営に関する重要事項	はい ・ いいえ	条例第 31 条

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
24 勤務体制の確保等	① 利用者に対し、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制を定めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 32 条第 1 項
	② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供していますか。 ※ ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に任せられることができる。	はい ・ いいえ	条例第 32 条第 2 項
	③ ②にかかわらず、随時対応サービスについては、町長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。		条例第 32 条第 3 項
	④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	はい ・ いいえ	条例第 32 条第 4 項
	⑤ 適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 32 条第 5 項
25 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 32 条の 2 第 1 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
25 業務継続計画の策定等	② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	条例第 32 条の 2 第 2 項
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 32 条の 2 第 3 項
26 衛生管理等	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 33 条第 1 項
	② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 33 条第 2 項
	③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 33 条第 3 項第 1 号
	④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 33 条第 3 項第 2 号
	⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	条例第 33 条第 3 項第 3 号
27 掲示	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 当該重要事項を記載した書面を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができるものである。	はい ・ いいえ	条例第 34 条第 1 項 条例第 34 条第 2 項
	② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 ※ 令和 7 年 4 月 1 日から義務付け、それまでは努力義務		条例第 34 条第 3 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
28 秘密保持等	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしていませんか。 ※ 当該従業者でなくなった場合も同様とする。	はい ・ いいえ	条例第 35 条第 1 項
	② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 35 条第 2 項
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 35 条第 3 項
29 広告	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 36 条
30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい ・ いいえ	条例第 37 条
31 苦情解決	① 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知していますか。	はい ・ いいえ はい ・ いいえ	条例第 38 条第 1 項
	② ①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 38 条第 2 項
	③ ①の措置又は提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第 23 条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 38 条第 3 項
	④ この場合において、町からの求めがあったときは、指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告していますか。	はい ・ いいえ	条例第 38 条第 4 項
	⑤ 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 38 条第 5 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
31 苦情解決	⑥ この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勧告して講じた措置について報告していますか。	はい ・ いいえ	条例第 38 条第 6 項
32 地域との連携等	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、町の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	はい ・ いいえ	条例第 39 条第 1 項
	② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。	はい ・ いいえ	条例第 39 条第 2 項
	③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 39 条第 3 項
	④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 39 条第 4 項
33 事故発生時の対応	① 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第 40 条第 1 項
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 40 条第 2 項
	③ 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 40 条第 3 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
34 虐待の防止	① 虐待の発生又はその再発を防止するため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 40 条の 2 第 1 号
	② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 40 条の 2 第 2 号
	③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施していますか。	はい ・ いいえ	条例第 40 条の 2 第 3 号
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい ・ いいえ	条例第 40 条の 2 第 4 号
35 会計の区分	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい ・ いいえ	条例第 41 条
36 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 42 条第 1 項
	② 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存していますか。 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 二 条例第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 条例第 25 条第 2 項の規定による主治の医師による指示の文書 四 条例第 26 条第 10 項の規定による訪問看護報告書 五 条例第 24 条第 9 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 六 条例第 28 条の規定による町への通知に係る記録 七 条例第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 八 条例第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はい ・ いいえ	条例第 42 条第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第5 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例			
1 適用除外	① 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及びその員数については、条例第6条第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定は適用しない。		条例第43条第1項
	② 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、条例第25条、条例第26条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)、第5項(同条第9項において準用する場合を含む。))及び第10項から第12項まで並びに条例第42条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。		条例第43条第2項
2 指定訪問看護事業者との連携	① 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携していますか。	はい ・ いいえ	条例第44条第1項
	② 連携する指定訪問看護事業者(以下「連携指定訪問看護事業者」という。)との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得ていますか。 一 条例第26条第3項に規定するアセスメント 二 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 三 条例第39条第1項に規定する介護・医療連携推進会議への参加 四 その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言	はい ・ いいえ	条例第44条第2項

第 6 変更の届出等			
1 変更の届出等	指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を町に届け出ていますか。 ※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりとする。 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) 四 事業所の平面図及び設備の概要 五 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 六 運営規程 七 連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地(当該申請に係るサービスが法第 8 条第 15 項第 2 号に該当するときに限る。) ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を町に届け出ること。	はい ・ いいえ	法第 78 条の 5 第 1 項及び第 2 項 施行規則第 131 条の 13 第 1 項第 1 号